

江東区視覚障害者代筆・代読支援事業実施要綱

令和 6 年 9 月 3 0 日

6 江障施第 1 0 9 6 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 7 7 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、視覚障害者に対する意思疎通支援として、文書等の代筆又は代読を行う江東区視覚障害者代筆・代読支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 事業の対象者は、区内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条第 4 項の規定により身体障害者手帳（視覚障害に係るものに限る。）の交付を受けている者

(2) 前号に掲げる者のほか、区長が特に必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、事業の対象者とししない。

(1) 区内に住所を有する者のうち、法第 1 9 条第 1 項の規定による障害福祉サービス等の支給決定を他の自治体から受けている者

(2) 入院中の者又は福祉施設等に入所中の者

(事業の内容)

第 3 条 事業の内容は、次のとおりとし、ヘルパーを対象者の自宅へ派遣することにより実施する。

(1) 社会生活上必要な申請書等（官公署に提出する申請書等であって、権利義務に変更が生じるものその他これに類する内容に係るものを除く。）の代筆

(2) 郵便物、新聞、雑誌、取扱説明書等の代読

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、事業の

対象としない。

- (1) 意思疎通を主たる目的としない代筆又は代読
 - (2) 営業活動に関する代筆又は代読
 - (3) 政治的又は宗教的活動を目的とする代筆又は代読
 - (4) ギャンブル等に関する代筆又は代読
 - (5) 違法行為その他の公序良俗に反する代筆又は代読
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が不適當と認めるもの
- (利用申請)

第4条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、江東区視覚障害者代筆・代読支援事業利用申請書（別記第1号様式）により、区長に申請するものとする。

(利用決定等)

第5条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、第2条に定める対象者の要件（以下「対象者要件」という。）を満たすと認めるときは江東区視覚障害者代筆・代読支援事業利用決定通知書（別記第2号様式）により、対象者要件を満たさないと認めるときは江東区視覚障害者代筆・代読支援事業利用申請却下通知書（別記第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 区長は、前項の規定により事業の利用決定を受けた者（以下「利用決定者」という。）に対し、江東区視覚障害者代筆・代読支援事業受給者証（別記第4号様式。以下「受給者証」という。）を交付する。

(利用上限時間等)

第6条 事業の利用時間は、1時間単位で1回当たり2時間以内とし、1回の利用時間に1時間未満の端数があるときは1時間とする。

- 2 利用決定者が事業を利用できる時間の上限（以下「利用上限時間」という。）は、1月につき4時間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、区長が特別の事情があると認めるときは、1回当たりの利用時間又は利用上限時間を超えてヘルパーを派遣することができる。

(利用申込等)

第7条 ヘルパーの派遣を受けようとする利用決定者は、第11条に規定する事業所に対し、電話等により申込みをしなければならない。

(費用負担)

第8条 事業の利用に係る費用は、無料とする。

(変更の届出等)

第9条 利用決定者は、受給者証の氏名、住所等の記載事項に変更があったときは、江東区視覚障害者代筆・代読支援事業受給者証記載事項変更届（別記第5号様式）により、区長に届け出なければならない。

2 区長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を確認し、変更することが適当と認めるときは、受給者証にその旨を記載する。

(利用決定の取消し)

第10条 区長は、利用決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用決定を取り消すことができる。

(1) 対象者要件に該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により利用申請又は利用決定がなされたことが判明したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が不適当と認めるとき。

2 区長は、前項の規定により利用決定を取り消したときは、江東区視覚障害者代筆・代読支援事業利用決定取消通知書（別記第6号様式）により、利用決定者に通知するものとする。

(事業の委託)

第11条 区長は、事業の実施に当たり、法第36条第1項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けた障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）で、区長が適当と認めるものに委託して行うものとする。

2 区長は、必要があると認めるときは、前項の規定により事業を受託した事業所に対し、事業に関する書類の提出を求め、又は必要な指導をすることができる。

(受給者証の再交付)

第12条 利用決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、江東区視覚障害者代筆・代読支援事業受給者証再交付申請書（別記第7号様式）を区長

に提出し、受給者証の再交付を受けるものとする。

(1) 受給者証を紛失したとき。

(2) 受給者証を破損し、又は著しく汚損したとき。

(守秘義務)

第13条 ヘルパーは、派遣業務に関して知り得た秘密を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、障害福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

別記第1号様式（第4条関係）

江東区視覚障害者代筆・代読支援事業利用申請書

申請年月日 年 月 日

江東区長 殿

次のとおり、江東区視覚障害者代筆・代読支援事業の利用を申請します。

ふりがな		生年月日	年 月 日
申請者氏名			
住所	〒 江東区		
連絡先	電話番号：		
	メールアドレス：		
私（代筆者）は、申請者から本申請に係る委任を受けていることに基づき、代筆をします。			
ふりがな		申請者 との関係	
代筆者氏名			
江東区視覚障害者代筆・代読支援事業の利用申請に当たり、区が申請者本人の氏名、住所及び障害者手帳情報を確認することに同意し、証明書類の提出を省略します。 申請者氏名			
備考			

別記第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

江東区長 印

江東区視覚障害者代筆・代読支援事業利用決定通知書

江東区視覚障害者代筆・代読支援事業について、下記のとおり利用することを決定しましたので、通知します。

記

利用決定者 氏名	
住所	〒 江東区
特記事項	

別記第3号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

江東区長 印

江東区視覚障害者代筆・代読支援事業利用申請却下通知書

江東区視覚障害者代筆・代読支援事業の利用申請については、下記のとおり却下することを決定しましたので、通知します。

記

申請者氏名	
住所	〒 江東区
却下理由	
備考	

表 3 附表 4 5 6 式（部分省略）

（一）

（市町村保健所等設置、設置変更等関係事項）

保健所番号	
保健所名称	
保健所長	
保健所副長	
保健所職員	
保健所施設	
保健所設備	
保健所業務	
保健所予算	
保健所決算	
保健所評価	
保健所改善	
保健所関係	
保健所その他	

（二）

（保健所設置関係事項）

保健所番号	
保健所名称	
保健所長	
保健所副長	
保健所職員	
保健所施設	
保健所設備	
保健所業務	
保健所予算	
保健所決算	
保健所評価	
保健所改善	
保健所関係	
保健所その他	

（三）

（保健所設置関係事項）

保健所番号	
保健所名称	
保健所長	
保健所副長	
保健所職員	
保健所施設	
保健所設備	
保健所業務	
保健所予算	
保健所決算	
保健所評価	
保健所改善	
保健所関係	
保健所その他	

（四）

（保健所設置関係事項）

保健所番号	
保健所名称	
保健所長	
保健所副長	
保健所職員	
保健所施設	
保健所設備	
保健所業務	
保健所予算	
保健所決算	
保健所評価	
保健所改善	
保健所関係	
保健所その他	

（五）

（保健所設置関係事項）

保健所番号	
保健所名称	
保健所長	
保健所副長	
保健所職員	
保健所施設	
保健所設備	
保健所業務	
保健所予算	
保健所決算	
保健所評価	
保健所改善	
保健所関係	
保健所その他	

（六）

（保健所設置関係事項）

保健所番号	
保健所名称	
保健所長	
保健所副長	
保健所職員	
保健所施設	
保健所設備	
保健所業務	
保健所予算	
保健所決算	
保健所評価	
保健所改善	
保健所関係	
保健所その他	

（七）

（保健所設置関係事項）

保健所番号	
保健所名称	
保健所長	
保健所副長	
保健所職員	
保健所施設	
保健所設備	
保健所業務	
保健所予算	
保健所決算	
保健所評価	
保健所改善	
保健所関係	
保健所その他	

（八）

（保健所設置関係事項）

保健所番号	
保健所名称	
保健所長	
保健所副長	
保健所職員	
保健所施設	
保健所設備	
保健所業務	
保健所予算	
保健所決算	
保健所評価	
保健所改善	
保健所関係	
保健所その他	

別記第5号様式（第9条関係）

年 月 日

江東区長 殿

江東区視覚障害者代筆・代読支援事業受給者証記載事項変更届

次のとおり、受給者証に記載された事項の変更について届け出ます。

ふりがな		生年月日	年 月 日
申請者氏名			
住所	〒 江東区		
代筆・代読 支援事業 受給者番号			
連絡先	電話番号：		
	メールアドレス：		
私（代筆者）は、申請者から本届出に係る委任を受けていることに基づき、代筆をします。			
ふりがな		申請者 との関係	
代筆者氏名			
変更内容	事項	変更前	変更後
	住所	〒 江東区	〒 江東区
	ふりがな		
	申請者氏名		

※ 変更のあった内容のみ記載してください。

別記第6号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

江東区長 印

江東区視覚障害者代筆・代読支援事業利用決定取消通知書

江東区視覚障害者代筆・代読支援事業の利用については、下記のとおり利用決定を取り消すことを決定しましたので、通知します。

記

申請者氏名	
住所	〒 江東区
取消理由	
備考	

別記第 7 号様式（第 1 2 条関係）

年 月 日

江東区長 殿

江東区視覚障害者代筆・代読支援事業受給者証再交付申請書

次のとおり受給者証の再交付について申請します。

ふりがな		生年月日	年 月 日
申請者氏名			
住所	〒 江東区		
連絡先	電話番号：		
	メールアドレス：		
私（代筆者）は、申請者より本申請に係る委任を受けていることに基づき、代筆をします。			
ふりがな		申請者との関係	
代筆者氏名			
申請理由	1 紛失 2 破損又は汚損 具体的な状況 〔 ※破損又は汚損の場合、従前使用していた受給者証を添付すること。〕		